

**令和４年度第３回秋田県介護サービス事業所認証評価制度推進委員会
議 事 録**

１ 日 時 令和５年３月９日（木）午前１０時３０分から正午まで

２ 場 所 オンライン開催（事務局：秋田県本庁舎７階 ７３会議室）

３ 出席者

【委 員】（１３名中１０名出席）※敬称略

藤 井 周 二	秋田県老人福祉施設協議会 副会長
菅 卓 司	秋田県介護老人保健施設連絡協議会 理事
高 橋 祐 策	秋田県認知症グループホーム連絡協議会 会長
丸 岡 一 直	秋田県社会福祉法人経営者協議会 副会長
小 原 秀 和	特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会 会長
渡 部 幸 雄	一般社団法人秋田県介護福祉士会 会長
石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部 地域文化学科 教授
藤 田 智 恵	秋田大学大学院医学系研究科 助教
加 藤 堅之助	秋田県民生児童委員協議会 副会長
藤 原 健 一	秋田市福祉保健部 介護保険課長

※欠席委員

赤 川 妹 子	秋田県ホームヘルパー協議会 会長
土 室 修	日本赤十字秋田短期大学 教授
片 岡 浩 成	秋田労働局職業安定部 職業安定課長

【県（事務局）】

伊 藤 幸 喜	長寿社会課 課長
船 山 晴 美	長寿社会課 介護人材対策班 主幹(兼)班長
佐 藤 博 隆	長寿社会課 介護人材対策班 副主幹
加 藤 大 樹	長寿社会課 介護人材対策班 主査
大 町 知 恵	長寿社会課 介護人材対策班 介護人材確保推進員
佐々木 修	長寿社会課 介護人材対策班 介護人材確保推進員

4 審議内容

開 会

あいさつ 健康福祉部長寿社会課 課長 伊藤 幸喜

【報 告】

- (1) 認証評価制度参加宣言及び認証状況について（令和4年度実績等）
- (2) 令和4年度各種支援状況について

石沢座長 (1) 認証評価制度参加宣言及び認証状況について、(2) 令和4年度各種支援状況について、事務局から一括して説明をお願いします。

(事務局より一括して説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、御意見、御質問があれば発言をお願いします。

(意見等なし)

石沢座長 認証評価制度の支援として、これまでZ o o mでの開催が主だったようだが、対面を希望しているところもあるようなので、今後は併用という形になるのか。

事務局 セミナーなど、説明が主体のものは、オンラインでの開催を想定しているが、グループワークや個別相談などは対面での実施が必要と考えている。今後は、状況を見ながら併用していきたい。

【議 事】

- (1) 令和5年度認証評価事業について
- (2) 認証評価制度各種要領等の改正について
- (3) 認証評価制度ハンドブックの改訂について

石沢座長 (1) 令和5年度認証評価事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、御意見、御質問があれば発言をお願いします。

藤井委員 認証更新について、令和5年度から審査は原則、県職員が同行せず委託事業者が実施する予定とのことだが、何名体制で行う予定なの

か。

事務局 更新審査について、現在は県職員を含め３名体制で実施しているが、５年度からは、社会保険労務士と介護福祉分野の専門家の２名で行う予定である。

渡部委員 認証評価制度の普及啓発等について、制度説明会に多くの事業所が参加し参加宣言まで進んでいってもらえればと考えている。今年度の制度説明会では、事業所からいろいろな意見や質問が出ているのか。

事務局 制度説明会の中ではそれほど多くの意見や質問などは出ていない。今後は、アンケートなども活用しながら意見等を吸い上げていきたい。

石沢座長 普及啓発の紙面掲載された参考資料について、掲載された大きさはどのくらいなのか。多くの人に詳しく読んでいただくとなると、あまり紙面が小さいと見にくいと考えている。

事務局 １ページの２／３程度に掲載している。大きくスペースをとっている。

石沢座長 数字も結構大きく出ているので、非常に見やすい。今回以外の新聞社への掲載は決まっているのか。

事務局 他の新聞社での掲載は予定していないが、今年度掲載したものを小冊子にする。小冊子は３千部作成し、求職者や学生等に配布する予定である。

石沢座長 そのほか、御意見等あればお願いします。

（意見等なし）

石沢座長 （２）認証評価制度各種要領等の改正について、事務局から説明をお願いします。

（事務局より説明）

石沢座長 事務局から説明があったが、御意見、御質問があれば発言をお願いします。

小原委員 より認証が取りやすく、チャレンジしやすい内容になっている。実

態に合わせた内容に改善されていてすごく良いと思う。自己点検シートも分かりやすい内容となっており、使いやすい書式になったと思う。

丸岡委員 資料４－１の２ページ「第８条、県は認証事業者に対し、認証マークを交付することができる。」という表現ではなく、「交付する」という表現にならないのか。認証のプロセスがあって合格をして、手続きをしないと交付しない、ということよりも、単純に合格すれば交付しますという言い方になった方が制度に親しみが増すように感じる。

事務局 認証を取得すれば、認証マークの利用は可能となるが、利用するに当たり、許諾の手続き必要となることなどもあり、このような表現にしているので、御理解頂きたい。

丸岡委員 「県はできる」という言い方は、とても偉そうに感じる。認証を目指してください、広げましょうという制度だと思うが、「県はできる」「県でなければできない」という言い方は、上から目線に感じるがいかがか。

石沢座長 文言がある程度決まっていると思うので、御意見としてうかがいたい。

事務局 上から目線ということは考えていない。そのほかの要領などでもこのような表現を用いているので、御理解いただきたい。

加藤委員 サービス事業所の評価委員もやっているが、多くの事業所がぎりぎりの人数で運営している中で指導を受ける事業所も少なくない。一つの会社で一事業所のところもあれば、三つも四つも運営してところもある。少ない職員の中で異動になったりして厳しい現状があるが、認証評価制度の基準がこのように緩和されると、新しく手を挙げて認証を取りやすくなるように感じるので、とても良いと思う。

石沢座長 緩和により、認証評価制度を前向きに考えられるようになるかと思う。

藤田委員 小原委員と加藤委員の御発言に賛同する。まず緩和されたということで、参加宣言をしながら認証に結びついていない事業所が認証に結び付くように願っている。
今回は、新型コロナという大きな要因もあったかと思うが、次年度以降は、コロナ対策も緩和されていくと思うので、少しでも多くの

事業所に参加宣言をしていただき、認証取得に結び付くよう今後も見守っていきたい。

石沢座長 資料４－３の自己点検シートは、手書きだけでなく、ファイルも提供するのか。

事務局 改正様式については、県のウェブサイトで公表していく。ワードやＰＤＦ形式などでの掲載を考えている。

石沢座長 資料４－２の参加宣言事務取扱要領の第５条７の有効期間を年度末で区切る形に変えることに関して、分かりやすくなりとても良いと思う。

石沢座長 （３）認証評価制度ハンドブックの改訂について、事務局から説明をお願いします。

（事務局より説明）

石沢座長 事務局から説明があったが、御意見、御質問があれば発言をお願いします。

（意見等無し）

石沢座長 大分見やすく、読みやすいのではないかと思います。

石沢座長 その他として、菅委員から御意見等があるとのことなので、説明をお願いします。

菅委員 昨年から推進委員になったため、自施設の職員に認証評価制度への取組について尋ねたところ「冗談でしょ」というような話をされてしまった。昨年は、実地指導や情報公開、ＢＣＰの作成があったほか、情報公開、コロナ対応、社会保険の調査などでとても忙しかったので無理もないと思う。推進委員という立場上、推進しなければいけないが、うまくいかず、その原因を考えたので、委員の皆さまにうかがってみたい。

まず、会社の規模の大小にもよるが、余剰人員がほとんどおらず、人材確保するにしても資金がかかるが足りない状況である。この人数要件が非常に難しいというところと、認証評価制度自体もある程度、労働基準とか就業規則の中の項目が似ている部分もあるため、ある程度項目を削減して効率化を図り、取り組みやすいようにする必要があるのではないかと考えている。

特に当地域は、本当に人が少なくなってきたので、即効性が必要である。この制度は中長期的には非常に良い制度だということは認識しているが、認証事業所になって不足している職員を補えるのか、1年以内に何とかなるのかというような話になる。

続いて費用対効果だが、今、外国人介護人材の雇用には100万円出すと大体1人採用できる。そうするとこちらの方が早くて、効率的なのではないかと思う。

また、最終的な部分、一番問題なのはここなのかなと思っているが、認証評価制度は相対的人材不足に非常に効果が高い制度ではないかと思っている。ただ、今、日本全国でほとんどの業種、ほとんどの県で人材が不足し、絶対数自体も不足している状況ではないかと思われる。この人材確保に関する効果は、中長期的に見たときには良いと思うが、今すぐ必要なところに関しては、非常に効果が薄くなってくる可能性がある。地方の商店街が衰退していったように、今やらないと、介護事業も縮小せざるをえなくなってくると考えている。

自施設でも、看護師がいない介護士がいないということで、縮小するか、転換するかということを考えなくてはいけない状況になっている。

認証は、比較的人的・資金的に余裕のある事業所が登録されたかと思うが、自施設のように非常に小さくて資金も不足してるようなところだとプレッシャーが出てきたりだとか、過度の負担になりかねない可能性があるため、まずはこういったことを取り除く形でこの認証評価制度そのもので人材不足を解消しているという数値的な検証があれば、皆さんが納得できるのではないかと思う。御意見があれば、お聞かせ願いたい。

石沢座長 認証制度に参加宣言するにしても、やはり現状非常に厳しい面があるということで、どういうことが課題なのかということだと思う。この場で、すぐに全部把握するのはちょっと難しいかもしれないが、何か気がつかれた点や提案、意見などあればお願いします。

(意見等無し)

石沢座長 説明があった作業の効率化要件などについて、事務局から説明などあればお願いします。

事務局 事務局としての考え方を説明した上で、委員の御意見をうかがいたい。

まず人数要件に関して、現在認証を受けている事業者は58事業者となっているが、この中で職員数が最小のところは17人となって

いる。50人以下のところは12事業者あり、これらの事業者も一生懸命頑張って認証を取得したという現状がある。少ない人数でも意欲があり、積極的に取り組みたいという意向のところも多くあり、そうした事業者は県としても積極的に支援したいと考えている。そのため、職員の人数で対象を制限するといった対応は適当ではないと考えている。

次に作業の効率化要件については、事業所を運営する中で、様々なところからの規制や報告を求められ、消防であれば消防への報告、社会福祉法人であれば社会福祉法人としての報告が必要ということで、報告などに関して、いろいろなところに同じような書類を提出しなければいけない問題はあるかと思う。ただ、この点は各制度で確認しなければいけないことがあるため、これを削減するというの困難ではないかと考えている。

認証制度についても、確かに書類等は求めているものの、認証制度のために報告書を作り直すなどといったことは求めているので、作成したもので良いと考えている。あまり過剰な負担にならないような形で、認証制度は考えているということを御理解いただきたい。

それからキャリアパス要件というのものもあるが、こちらは職員数が少ない事業所であっても、ステップアップしていくのを明確にする上で指標となるものと考えている。規模に応じた仕組みづくりは可能と考えているので、御理解いただきたい。

次に時間要件、人材確保について、待たなしというお話しがあったが、これは御意見のとおりだと考えている。ただ、認証評価制度については、認証を取得すればすぐに2人採用できるとか、10人採用できるといった制度ではないと考えている。

認証を取得することにより、事業所としての信用を高めるとか、事業所の体制を見直しより良い事業所にしていくことで、職員の定着を図り、求職者が増えていくという、環境づくりということであり、どちらかといえば間接的な効果と考えているので、この点は御理解いただきたい。

直接的な人材確保については、認証評価制度以外にもいろいろな事業を展開しているが、本制度だけで、全ての人材確保が解決できるとは県としても考えていないので、この点は誤解がないようお願いする。

次に費用対効果要件については、先ほどの説明と関連するが、どの程度の費用をかければ、どれくらい人員が確保できるといった費用対効果の測定には、なじみにくい制度だと考えている。効果の測定となると、本制度がスタートした平成29年6月以降に事業所に入った職員にアンケート等を行うといったことは想定されるが、かなりの事業所がある中で実施するかどうかというのは、検討が必要と

考えている。

次に現状の人材不足、分析要件について、御意見のとおり高齢化が進行し、それに反比例する形で出生率が下がり、生産年齢層が減少していくことで、日本全体で労働者が不足するという状況になっている。加えて介護業界の賃金が低いということも一つの要因だろうと考えているが、例えば由利本荘地区では、介護事業所を辞めて地元の手製造企業に転職していくというような話も聞いている。賃金を上げるためには、収入を増やす、あるいは人件費以外の費用を削減して人件費に当てるとということが考えられるが、介護事業所の収入は介護報酬により決まっている。この部分は、介護保険制度の根幹に関わる部分となっており、県がどうこうできる部分ではないと考えている。県が経費の補填をすることについては、県財政を考えれば非常に困難と考えている。

冒頭にあった今対応が必要な業務について、コロナ禍の中でいろいろな業務があり、これに加えて新たなことに管理者が取り組みたいといっても現場では難しいということは理解はできるし、困難だと考えている。認証評価制度は、1回取り組みれば終わりという制度ではなく、常に見直しをしながら継続していく制度となっているため、取組に当たっては職員との意思統一などが重要と考えている。取組に向けては、焦ることなく、職員の意思統一を図りながら、認証に向かう機運が醸成されたときに取り組みんでいただければと考えている。県としても拙速に認証事業者数だけを増やすという考えはないので、この点は御理解いただきたい。

菅委員 あまり皆さんの時間使うのも問題があると考えている。議論し始めれば終わらない内容のことばかりになってしまうので、これで終わりたい。

石座長員 根本的な問題、課題だと思う。私も話を聞かせていただき、最もだなと思ったところである。ただ、この委員会は認証制度推進委員会ということなので、介護人材確保についての現状や課題、改善というところまで掘り下げるのは困難と考えている。県や労働局などでもいろいろと課題への対応や解決策というのを考えていると思うので、この辺りは情報の共有などをしていただければと思う。

認証評価制度は、無理せず継続的に取り組むということが必要だと思うので、引き続き皆様方の協力をいただきながら、進めていければと考えている。貴重な御意見、御発言いただき、感謝する。

最後に、その他で事務局あるいは委員の皆様から御意見などあれば願います。

小原委員 先ほどの課題、提案というのはすごく大切なことだなと考えている。

是非、こういったことを議論するような場を作っていただければと思う。

それらを踏まえ、私も認証評価制度の推進委員を長年やらせていただいているが、これはブランディングの話なのかなと考えている。認証が簡単に丸をつけて取れるようなものであれば、やる意味があるのかと思っていて、やはりある程度の基準をクリアする必要があると考えている。理想論かもしれないが、全事業所が認証を取れたときに、介護業界としてのブランディングができて、介護業界自体の呼び水になっていくと考えている。ブランドって何かと言うと、品質が担保されていることではないかと思う。

介護事業所の品質が何かとなったきたときに、私は人だと思っている。その人を採用し、しっかり教育し、定着させていくことが必要である。それにどのように取り組んでいくかの方法が、この評価点検シート等に全部書かれている。認証評価制度はこれにきちんと取り組んでいけば採用ができて、教育ができて、定着していくということのマニュアルだとも考えている。

事業所の状況はあると思うが、これをベースにどれだけオリジナリティーをいかしていけるのかだと思う。これができるとブランド化していき、そこにまた人は集まってくると考えている。ここに大きいとか、小さいとか法人の規模は多分関係ないと思っている。

長寿社会課長が、認証評価制度の法人規模の説明をしていたが、本制度の目的をこの委員会でしっかりと議論していくべきではないかと思っている。その中で意欲のある法人には県で支援していただければと考えている。これは私見だが、意見として付け加えさせていただく。

石沢座長 大変貴重な御意見に感謝する。ブランディングということで、経営という点でいくと、マーケティングを含めて、様々工夫していく部分は確かにあると思う。一方で先ほど述べたように、人材不足の課題などもあり支援が必要と思われるので、やはり両輪でやっていく必要があると思われる。

石沢座長 その他で何かあれば説明をお願いします。

事務局 （令和5年度人材確保対策事業の概要説明）

石沢座長 推進委員会はもちろんだが、人材対策にも取り組んでいくということで、説明のあった実態調査なども重要なデータになるかと思うので、推進委員会にも情報を提供いただければと思う。

皆様のご協力に感謝する。

ほかになれば、これで会議を終了する。

閉 会